

## 浜松市私立保育所等の産休等代替職員事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立保育所等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該施設の施設長が臨時的に任用することによって、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、当該施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、私立保育所等とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、市以外が設置した施設をいう。
- (2) この要綱において、私立保育所等の職員とは、私立保育所等に勤務する保育士、保健師、看護師、栄養士及び調理員をいう。
- (3) この要綱において、産休等職員とは、私立保育所等の職員のうち、出産することとなる者又は傷病のため30日以上療養を必要とする者で次条に掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約等の定めるところにより、労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
- (4) この要綱において、産休等代替職員とは、産休等職員の勤務を臨時的に行う、当該年度の処遇改善等加算の加算率の算定対象職員以外の者をいう。

### (任用の期間)

第3条 私立保育所等の施設長は、当該施設の産休等職員の職務を行わせるため産休等代替職員として臨時的に雇用した場合、次に掲げる期間のいずれかを産休等代替職員任用の期間として申請するものとする。

- (1) 私立保育所等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）その職員の出産予定日の8週間、多胎妊娠の場合は14週間（ただし、当該施設の就業規則等により、これより短い産前の休暇の期間を定めたときは、その期間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
- (2) 私立保育所等の職員が傷病のため、30日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）その職員が休暇を継続して取得した期間（ただし、90日間を限度とする。）

（資格等）

第4条 産休等代替職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) それぞれの職種ごとの所定の資格を有する者
- (2) 前号に掲げる所定の資格を有する者が得られない特別の理由があるときは、資格を有する者と同等の資質を有し、かつ心身ともに健全な者と市長が認定した者

（任用の承認申請等）

第5条 私立保育所等の施設長は、産休等代替職員の任用承認申請をする場合、産休等代替職員任用承認申請書（第1号様式）に、第1号に掲げる書類を添えて、第2号に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 添付書類
- ア 産休等職員の出産予定日の記載のある妊娠証明書（産休の場合）
- イ 療養に要する期間の記載のある医師の診断書（原則として産休等職員が当該傷病のため、継続し診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）（病休の場合）
- ウ 産休等代替職員の当該資格証明の写し
- エ 産休等代替職員の雇用契約書の写し
- オ 産休等代替職員が前条第2号に該当する場合は、無資格産休等代替職員の採用理由書（第2号様式）
- (2) 提出期限

産休等代替職員を雇用した日から10日以内（ただし、年度当初から産休等代替職員として雇用した者については、産休等職員が休暇となる日の1箇月前の日まで）

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書の内容を審査し、当該任用について承認する場合、産休等代替職員任用承認通知書（第3号様式）を当該施設の施設長に通知するものとする。

（私立保育所等の施設長の届出義務等）

第6条 前条第2項の承認を受けた私立保育所等の施設長は、その任用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、当該届出に係る事実の発生した日から、当該承認に係る産休等代替職員の任用の承認を取り消すものとする。

（市の助成）

第7条 市長は、第5条第2項により承認した産休等代替職員に係る経費について、別に定める額を助成するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年度分の事業から適用する。
- 2 この要綱施行の際児童福祉施設等の産休等代替職員制度実施要綱（昭和54年10月8日付け児第430号静岡県民生部長通知）の規定により知事に対してなされた任用承認申請その他の手続は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた任用承認申請その他の手続とみなす。

附 則（平成15年5月1日一部改正）

この要綱は、平成15年度分の事業から適用する。

附 則（平成16年6月9日一部改正）

この要綱は、平成16年度分の事業から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要綱は、平成18年度分の事業から適用する。

附 則（平成 19 年 9 月 10 日一部改正）

- 1 この要綱は、平成 19 年度分の事業から適用する。
- 2 別表に掲げる児童福祉施設等のうち、障害者支援施設については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 38 条に規定する指定障害者支援施設の指定を受け、サービスを提供する日の前日までの間に限り、この要綱により事業を実施することができる。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 21 年度分の事業から適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 23 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

| 産休等代替職員任用承認申請書              |                       |  |       |                                   |
|-----------------------------|-----------------------|--|-------|-----------------------------------|
| 産休等職員                       | (ふりがな)<br>氏名          |  |       | 職種                                |
|                             | 生年月日等                 | 年 月 日生( 歳)   |       |                                   |
|                             | 出産予定日                 | 年 月 日  |       | 傷病名<br>(病休の場合)<br><br>診断書<br>のとおり |
|                             | 療養期間                  | 年 月 日～ 年 月 日   |       |                                   |
| 産休等代替職員                     | (ふりがな)<br>氏名<br>生年月日等 | 年 月 日生( 歳)   |       |                                   |
|                             | 住所                    |  |       |                                   |
|                             | 任用する職種                | 資格取得年月日  | 年 月 日 |                                   |
|                             | 資格等                   | 1 有資格者である。 2 無資格者である。  |       |                                   |
|                             | 任用承認<br>予定期間          | ア 産休の場合<br>出産予定日( 年 月 日)の( )週間前の日( 年 月 日)から産後( )週間を経過する日( 年 月 日)までの期間<br>イ 病休の場合<br>病休開始後( )日目( 年 月 日)から病休開始後( )日目( 年 月 日)までの期間( 日間)<br><br>ただし、この期間内において、産休等職員の雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間 |       |                                   |
|                             | 上記のとおり勤務することを承諾します。   |  |       |                                   |
| 年 月 日                       |                       | 氏名   |       |                                   |
| 上記のとおり産休等代替職員の任用承認を申請いたします。 |                       |  |       |                                   |
| 年 月 日                       |                       |  |       |                                   |
| (あて先) 浜松市長                  |                       |  |       |                                   |
| 所在地                         |                       |  |       |                                   |
| 施設名                         |                       |  |       |                                   |
| 施設長氏名                       |                       |  |       |                                   |

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

施設名  
施設長名

無資格産休等代替職員の採用理由書

当施設において、産休等代替職員を任用するにあたり、所定の資格を有する者は、次の理由により得られないので、報告します。

記

1 有資格者の任用ができない理由（具体的に記入すること。）

2 任用の予定者について

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| （ふりがな）<br>氏 名               |  |
| 住 所                         |  |
| 【略 歴】                       |  |
| 当該施設に<br>対する熱意など<br>（施設長所見） |  |

3 その他、特記事項など

第3号様式（第5条関係）

| 産休等代替職員任用承認通知書 |   |
|----------------|---|
| 氏名             |   |
| 職種             |   |
| 任用承認<br>予定期間   | <p>ア 産休の場合<br/>           出産予定日（ 年 月 日）の 週間前の日（ 年 月 日）から産後 週間を経過する日（ 年 月 日）までの期間</p> <p>イ 病休の場合<br/>           病休開始後 日目（ 年 月 日）から病休開始後 日目（ 年 月 日）までの期間（ 日間）</p> <p>（注）1 この期間内において、産休等職員の雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間とする。</p> <p>2 産休の場合、出産日が出産予定日と一致しない場合の承認期間は、出産日までを産前とし、その次の日から産後の期間として読み替えるものとする。</p> |
| 賃金             | 任用承認予定期間の範囲内で勤務した1日につき 円  |
| 摘要             |   |

年 月 日付けで申請のありました貴施設の産休等代替職員任用承認申請については、上記により承認しましたので通知します。

第 号  
年 月 日

様

浜松市長